

標 準 仕 様 書

1. 仕様書は「東京都設計委託標準仕様書」（平成27年4月）を準用し、同仕様書中「都」とある箇所を「都市づくり公社」と読みかえる、ただし、読みかえ箇所及び解釈は「都市づくり公社」の判断による。

個人情報の取扱いに関する仕様書

1. 発注者は、受託者が受託業務を遂行する上で必要な場合、発注者が保有する個人情報(日本工業規格 JIS Q15001 で定義された個人情報をいい、以下「個人情報」という。)を受託者に預ける(以下「預託」という。)ものとする。
2. 受託者は、この契約による業務を処理するにあたって、知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。
3. 受託者は、預託された個人情報を発注者の認めた目的でのみ使用するものとし、それ以外の目的で使用してはならない。
4. 受託者は、事前に書面による発注者の同意を得ないで、預託された個人情報を第三者に開示、預託及び提供(個人情報を渡し、利用可能にすること)をしてはならない。
5. 受託者は、個人情報に係わる業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者が書面により承諾した場合は、この限りではない。
6. 受託者は、この契約による業務を処理するにあたって、発注者から提供された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。
7. 受託者は、この契約による業務の完了または個人情報預託の目的が達成された場合には、保有している個人情報並びに個人データを返還・消去・廃棄し発注者に報告しなければならない。
8. 受託者は、発注者から個人情報を預託された場合、個人情報保護管理者(日本工業規格 JIS Q15001 で定義された管理者をいう。)を定め、個人情報に関する秘密を保持するために必要な措置を講じなければならない。また、預託された個人情報を基にして、一覧表等の個人データを作成した場合も同様の措置を講じるものとする。

9. 受託者は、従事者に対して、個人情報保護に必要な教育・研修を行わなければならない。
10. 発注者は、いつでも受託者に対して個人情報保護に係わる管理状況を監査する権限を有するものとする。発注者が受託者に対して個人情報保護に係わる監査を実施する場合、受託者は発注者に協力しなければならない。
11. 受託者は、本仕様書の事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。
12. 発注者は、受託者が本仕様書の規定に違反していると認めたときは、契約を解除することができる。
13. 受託者が本仕様書の規定に違反し、預託された個人情報が漏えいされ、発注者又は第三者に損害が発生した場合、受託者は発注者又は第三者に対してその損害を賠償しなければならない。
14. 本仕様書の規定は、本契約が終了し、又は解除された後においても存続する。

持続可能なまちづくり調査業務委託 特記仕様書

1 適用範囲

本特記仕様書は、持続可能なまちづくり調査業務委託に適用する。

2 目的

本業務は、都市の人口減少及び低未利用地化等の対策として「小規模で柔軟な区画整理活用ガイドライン」等の国の施策動向に着目し、具体的な整備イメージや事業推進方策、都市機能施設の誘致から運営、望ましい支援制度等の検討を行い、柔軟なまちづくりの具体的な取組の促進支援を図るために実施する。

3 対象地区

東京都多摩地域

4 業務内容

(1) 前提整理

- 社会情勢の変化を踏まえた、多摩地域の既成市街地における現状と諸問題(空き地・空き家等の都市の低未利用化の進行、生産緑地の 2022 年問題等)の整理。
- 諸問題の解決を目指した検討内容の整理。

(2) モデル地区の選定及び事業化案の作成

(1)の前提整理に基づき、以下に留意してモデル地区を選定し、持続可能なまちづくりを実現するための事業化案を作成する。

- 市街地の中において、無秩序に発生している小規模な低未利用地や低利用ストックを有効活用するための方策。
- 立地適正化計画や公共施設再編計画等に基づく取組や行政側からの積極的な支援が必要となる取組。
- 持続可能なまちづくりを重点的かつ柔軟に展開する必要のある市街地。

(3) モデル地区での事業化の可能性の検討

(2)の事業化案をもとに、土地の再編や施設整備、地権者や民間事業者等との協力などの事業化に向けた課題、その後の継続的な取組等の課題と対応策について検討する。

- 地元市町村との意見交換。
- 国・都・有識者ヒアリング、意見交換。
- 補助金等の事業化に向けた財源確保に向けた検討。

5 業務実施体制

受託者は、主任技術者及び担当技術者を選任し、速やかに発注者に業務実施体制計画書を提出しなければならない。業務実施体制計画書には、主任技術者氏名及び主たる業務の担当技術者を必ず記入するとともに、主任技術者及び担当技術者の関連資格(※)、類似業務実績について記入する。主任技術者については、技術士「建設部門(都市及び地方計画)」又は「総合技術監理部門(建設－都市及び地方計画)」登録を有する者でなければなら

ない。

※関連資格:技術士、土地区画整理士等

6 連絡調整等

受託者は、作業の実施に当たっては発注者と連絡を密に取り十分に協議すること。また、疑義が生じた場合には速やかに発注者の指示を受けること。さらに、関係する官公庁等との協議を必要とするとき、又は協議を求められた場合、発注者へ報告するとともに誠意を持ってこれに当たり、その内容を遅滞なく発注者に報告しなければならない。

7 安全管理

受注者は、本業務の履行にあたり関係法令を遵守し常に適切な安全管理を行うものとする。特に、交通事故や公衆に迷惑になるような行為は厳に慎まなければならない。

8 損害賠償

受注者は、本業務の履行中に受託者に起因した事故に責任を負い、損害賠償の処理を行うものとする。

9 守秘義務

受注者は、本業務により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

10 疑義

本業務の履行にあたり、特記仕様書及び設計図書に記載なき事項、または疑義が生じた場合は、受注者は発注者と協議のうえ指示を受けるものとする。

11 報告義務

本業務履行中に起きたトラブル等は、遅滞なく監督員に報告しなければならない。

12 検査

本業務は、発注者の成果品検査の合格をもって完了とする。ただし、業務完了後も、成果品に受注者の責による誤りが発見された場合は、発注者の指示により訂正の上、再納品するものとする。

13 成果品

- ① 報告書 5部
- ② 参考資料等 一式
- ③ ①及び②の電子データ CD-R 一式

以 上